

# 参議院行政監視委員会

## <ご説明資料>

令和2年2月17日  
鹿児島県大和村長  
伊集院 幼

# 目 次

- ・ 鹿児島県大和村の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 鹿児島県大和村 行政組織図・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 全国町村長大会要望〈抜粋〉（令和元年11月27日）・・ 3
- ・ 令和2年度予算編成及び地方財政対策について（地方六  
団体）〈抜粋〉（令和元年12月11日）・・・・・・・・ 5
- ・ 国と地方の協議の場 資料〈抜粋〉（令和元年6月6日）・ 8
- ・ 参考資料 地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・  
システム最適化計画（平成18年3月31日 各府省情報化  
統括責任者（CIO）連絡会議決定）・・・・・・・・・・ 9

# 鹿児島県大和村

## 【 村の概要 】

本村は、鹿児島県本土と沖縄県をつなぐ南西諸島の奄美大島中西部に位置し、東シナ海に面する人口1,497人の山岳地形の村です。

気候は亜熱帯性海洋性で年間平均気温21度、平均降水量3,000mmで四季を通じて高温多湿である。平成29年3月7日に奄美群島国立公園の指定を受け、村内の58.1%を特別保護地区・第一種・第二種・第三種特別地域が占めるなど、希少で特徴的な自然環境を有し、国の特別天然記念物であるアマミノクロウサギや、天然記念物のオーストンオオアカゲラなど貴重な固有種も多く見られます。

また、大和村では耕地面積が少ないために自然・地形条件を活かしたスモモ・タンカンを主とした果樹生産による、「果樹の村(フルーツビレッジ)」を推進しており、青果での取引期間が短いスモモにおいては、通年流通できるようにジャムやジュースの商品開発を民間主導で実施し、近年では現地では味わえないソフトクリームを販売しています。

「スモモ(花螺李:からり種)」については、日本一の生産を誇り、皇室献上の栄誉も賜ったことから、各農家の生産意欲の向上にもつながっています。

このほか、奄美の気候的特徴を活かした熱帯果樹として人気のマンゴーやパッションフルーツの生産も増えています。



行政組織図

令和元年4月1日現在  
兼務:( )

【鹿児島県：大和村】

村 長 伊 集 院 幼	副 村 長 泉 有 智	課名	課長	補佐	係名
		総務課 7名	1名	(1名)	庶務係 2名 財政係 2名 消防防災係 1名 県出向 1名
		企画観光課 6名	1名	(1名)	企画係 2名 商工観光係 3名
		住民税務課 7名	1名	(2名)	住民係 2名 生活係 2名 税務係 2名 徴収係 (2名)
		保健福祉課 15名	1名	(1名)	福祉係 6名 地域包括支援センター (3名)
				参事 1名	保健係 2名 一部事務組合 1名 4保育所 4名
		産業振興課 7名	1名	(1名)	農政係 2名 林務水産係 1名 耕地係 1名 公園係 1名 農業共済組合 1名
		建設課 6名	1名	(1名)	管理係 (1名) 土木建築係 2名 河川港湾係 1名 地籍調査係 2名
		診療所 4名	所長(医師) 1名 事務長 (1名)	1名	医療係 2名 薬剤係 (1名) 事務係 (1名)
		大和の園 6名	園長 1名		相談員 1名 看護師 1名 介護士 1名 栄養士 1名 事務員 1名
会計課 2名	会計管理者 1名		会計係 1名		
議 会	議会事務局 2名	局長 1名	事務 1名		
選挙管理委員会	選挙管理委員会 2名	局長 (1名)	(書記 1名)		
農業委員会	農業委員会事務局 2名	事務局長 (1名)	事務 (1名)		
教 育 委 員 会	教 育 長 農 原 弘 久	教育委員会事務局 7名	事務局長 1名	参事 (2名) 次長 (1名)	庶務係 2名 学校教育係 2名 社会教育係 1名 公民館 1名
		職員数 69名			

兼務のため職員数にはカウントしない

### 3. 町村自治の確立

(内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・  
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

#### 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

(1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。

地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

#### 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」

- (1) 地方からの提案については、可能な限り実現すること。
- (2) 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないように、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。
3. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
4. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
5. 現行の広域行政の仕組みについて十分に検証すること。  
なお、広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
6. 新たな圏域行政は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退に追い込む危険性をはらみ、また町村の自治権を弱体化させるものであることから、推進しないこと。
7. 道州制は導入しないこと。

## 令和2年度予算編成及び地方財政対策について

令和元年12月11日  
地方六団体

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」なども進めていく必要がある。

「令和」の時代を迎え、分権型社会の中で国と地方が一体となって、これらの難題に対して迅速かつ強力に取り組み、解決していかなければならない。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実
- 地方創生の推進
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進

- 地方分権改革の着実な推進
- 6年にわたる「提案募集方式」での議論の蓄積を踏まえつつ、地方への事務・権限の更なる移譲、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の一層の推進を図ること。
- 現在、地方分権改革有識者会議において地方分権改革の今後の方向性についての検討が行われているが、その方向性を定めるに当たっては地方の意見を十分に反映したものとすること。また、「提案募集方式」の見直しを行う際は、地方の意欲と知恵を十分活かせるよう制度を拡充すること。
- 放課後児童クラブについて本年参酌基準化の法改正がなされたが、福祉施設を中心に国が全国一律の基準を設定し地方の自主性を拘束している「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに参酌基準化等を進めること。
- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方団体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。さらに、地方団体に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた必要な見直しを行うこと。また、国が法令を制定する場合の義務付け・枠付けが許容される基準について見直すとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立について実現すること。
- 地方が地域の実情を踏まえて事業推進できる社会資本整備総合交付金等の一括交付金の総額を確保するとともに、国と地方の役割分担の下、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるも

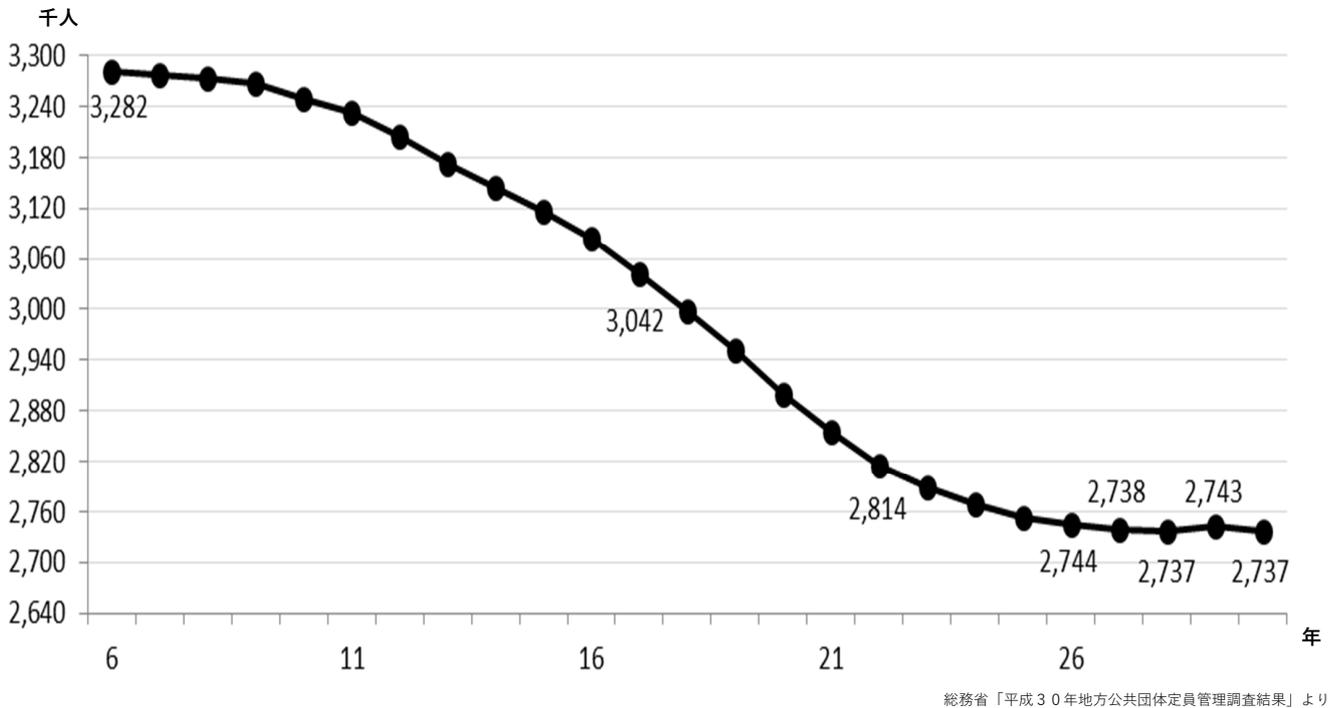
のに厳に限ること。

- 地方自治法第 263 条の3の規定に基づき、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする事前情報提供制度等が設けられており、その趣旨を十分に踏まえ、地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。

## 骨太方針の策定等について（参考資料）

令和元年6月6日  
地方六団体

## 地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成30年）



## 地方への一律の対応策（計画策定・専門職員配置等）の義務付け等の最近の例

法律等名	義務付け・枠付けの主な事項	施行期日
障害者雇用促進法改正法案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者活躍推進計画の作成・公表</li> <li>○障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）の選任</li> </ul>	令和2年4月1日 （障害者雇用推進者は公布の日から3月以内）
児童虐待防止法・児童福祉法改正法案  児童虐待防止対策の抜本的強化について （平成31年3月19日関係閣僚会議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉司の2千人増</li> <li>○常時指導・助言の下対応するための弁護士の配置又は準ずる措置</li> <li>○医師・保健師のいずれもの配置</li> <li>○施行後5年間を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう支援等の措置</li> <li>・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置</li> </ul>	〔法律〕 令和2年4月1日 （弁護士の配置等は令和4年4月1日）  〔閣僚会議決定〕 平成31年3月19日
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置（全国約100箇所）</li> </ul>	平成30年12月25日 関係閣僚会議了承
消費者委員会公益通報者保護専門調査会報告書 （平成30年12月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有する行政機関については、規模にかかわらず、外部通報対応体制（窓口）を整備</li> </ul>	未定

## 地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画

2006年(平成18年)3月31日  
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

### 第1 業務・システムの概要

地方公共団体に対する調査・照会業務(以下、調査・照会業務という)は、国の行政機関が政策の立案等その業務の遂行に必要な基礎資料を得るために、地方公共団体に対して行う調査・照会に対する回答など各種の報告を求める業務(電話等による口頭での照会、会議等の出席者確認等は除く。)であり、これらの業務の企画、準備、調査、審査、集計・分析、公表、提供及び評価並びにこれらに付随する業務及びシステムである。

調査・照会業務の最適化にあたっては、「地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム見直し方針」(2005年(平成17年)6月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定)のとおり、(1)調査・照会業務の電子化の推進、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用による業務の効率化の推進、(2)調査・照会業務に係る汎用的に利用可能なシステム(以下、調査・照会業務システムと記述)の整備、情報システムの集約によるシステム投資及びシステム運用の効率化の推進、(3)業務プロセス等の標準化や合理化及び調査・照会データの共有等による業務の効率化の推進、(4)緊急性や必要性に乏しい調査・照会業務や重複している調査・照会業務の廃止を含めた必要な見直しによる業務の合理化・効率化の推進を基本理念とする。

### 第2 最適化の実施内容

調査・照会業務の最適化について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約3.1億円(試算値)の経費削減、年間延べ約3.3万時間分(試算値)の業務時間の短縮が見込まれる。

#### 1 調査・照会業務の電子化の推進、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用による業務の効率化

ア 調査・照会業務は、2008年(平成20年)4月から、原則として調査・照会業務システムにより電子的に行うものとする。

また、すべての市町村又はそれに準ずる数の機関を対象として年1回以上定期的に調査票の収集を行う統計調査についても、本システム

を活用することにより調査事項に係るデータの収集を行うものとする。

なお、各調査・照会業務の本システムへの移行時期、移行状況等については、随時フォローアップを行うものとする。

イ 調査・照会業務システムにおいては、霞が関 WAN 及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用し、調査・照会を行うものとする。ただし、調査・照会先に LGWAN 未接続団体や地方公共団体内の LGWAN 未接続部署が含まれる場合は、これらの組織が LGWAN に接続されるまでの間、暫定的に、作成された回答データの登録作業を経由機関や LGWAN 接続部署が代行する等の方法により対応するものとする。

ウ 各府省及び各地方公共団体は、調査・照会業務システムの以下の機能を利用するものとする。

機能名	説明
業務登録機能	本システムで新たに管理する調査・照会業務の業務情報を内容確認の上、登録する。また、各機関の管理者及び担当者が、登録済み調査照会業務の業務情報を設定変更することができる。
業務依頼機能	調査実施機関、経由機関の担当者が、経由機関、調査対象機関に対して、登録済み調査・照会業務の調査票回答依頼を行うことができる。
進捗管理機能	調査実施機関、経由機関の担当者が、業務依頼中の調査・照会業務の進捗状況を管理することができる。
依頼業務内容取得機能	経由機関、調査対象機関の担当者が、業務依頼中の調査・照会業務の業務情報を取得することができる。
調査・照会結果登録機能	経由機関、調査対象機関の担当者が、調査票の回答を登録することができる。また、調査実施機関、経由機関の担当者が、集計結果及び分析結果を登録することができる。
調査・照会結果参照機能	調査実施機関、経由機関、調査対象機関の担当者が、調査票の回答、集計結果及び分析結果を参照することができる。
職権訂正機能	調査実施機関、経由機関の担当者が、経由機関、調査対象機関が登録した調査票

	の回答又は集計結果を訂正し登録することができる。
データチェック機能	調査・照会結果登録機能、調査・照会結果登録サービスから渡された調査票の回答、集計結果の形式チェック、論理チェックを行うことができる。
集計機能	調査実施機関、経由機関の担当者が、調査票の回答を基に集計を行うことができる。
分析機能	調査実施機関、経由機関の担当者が、調査票の回答、及び調査・照会結果登録サービスを利用して登録された他業務システムのデータを基に、分析を行うことができる。
調査・照会結果登録サービス	他業務システム向けに、他業務システムからの調査票回答、集計結果及び分析結果を本システムに登録することができる。
調査・照会結果参照サービス	他業務システム向けに、指定された検索条件に合致する調査票回答、集計結果及び分析結果を他業務システムに提供することができる。
運用管理機能	利用者情報、調査実施機関・経由機関・調査対象機関の組織情報等を管理できる。
版数管理機能	業務サーバから受信した調査票回答、集計結果及び分析結果をデータベースに保存し、版数管理することができる。
アクセス権限情報管理機能	ユーザ ID 等を基にして、回答、集計結果、分析結果に対するアクセス権限情報の管理を行うことができる。
調査票様式作成機能	調査実施機関、経由機関の担当者が調査票様式の作成を行うことができる。
集計表様式作成機能	調査実施機関、経由機関の担当者が集計表様式の作成、及び集計表様式と集計元データとの関連付けを行うことができる。
分析図表様式作成機能	調査実施機関、経由機関の担当者が分析図表様式を作成することができる。

実施した調査・照会業務の業務内容や回答、集計結果、分析結果をすべて調査・照会業務システムで一元管理し、データの共有や再利用を促進する。

これらにより、年間延べ約 3.3 万時間分（試算値）の業務処理時間に相当する業務処理の効率化を図ることが可能となる。

また、地方公共団体においても、調査・照会業務の電子化やデータの共有化等により、業務処理の効率化等が期待できる。

## 2 国の行政機関共通のシステム開発・運用によるシステム関連経費の削減

ア 調査・照会業務システムを各府省共同利用型システムとして総務省が 2006 年度（平成 18 年度）から開発に着手し、2008 年（平成 20 年）4 月から運用するものとする。地方公共団体に対する調査・照会の機能を有する各府省の既存システムについては、費用対効果を勘案し、2011 年（平成 23 年）3 月までに、機能の全部又は調査・照会業務システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより、同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行する。また、調査・照会業務システムと連携するために既存システムの改修等が必要な場合は、各府省において所要の措置を講ずるものとする。

イ 円滑なシステム間連携等が実現できる汎用パッケージソフトウェアや特定の機器に依存しないソフトウェアを積極的に活用し、一般競争入札を原則とすることにより、短期開発・低コストによる開発を行うものとする。

具体的には、業務 AP サーバと業務内容に依存しない汎用的な機能（認証サーバ、DB サーバ等）にサブシステム化して開発し、特に業務内容に依存しない機能について、汎用パッケージソフトウェアを活用しやすいシステム構成を実現する。

これらにより、調査・照会業務に係るシステム運用経費について、政府全体として年間約 3.1 億円（試算値）が削減されることとなる。

また、今後、各府省が独自に調査・照会業務に係るシステムを整備する場合に発生することが想定される年間約 13.1 億円（試算値）の経費の抑制効果が見込まれる。

### 3 調査・照会業務におけるデータの標準化等による国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間のデータ共有化の推進

ア 国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間のデータの共有化を推進するため、調査・照会データについては、費用対効果を勘案した上で、XML形式による管理を行う。

(1) 調査・照会データは、「行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会共通システム専門部会」で了承された「申請データ設計ガイドライン」並びに総務省の「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」のもとに置かれた「データ標準化WG」が検討し、「データ標準化推進地方公共団体協議会」及び「電子行政推進国・地方公共団体協議会」における協議等を経たXMLタグ設計の規程・ガイドライン等に準拠して作成するものとする。

(2) 調査・照会データの検索の効率化、データの再利用の促進を図るため、調査の回答、集計結果、分析結果等、調査・照会業務システムで登録・参照されるデータは、XML形式により調査票の様式や集計表、分析図表等データの表示様式からデータを分離して管理することを可能にするものとする。

イ 調査・照会項目等の重複を排除するため、調査・照会業務システムに蓄積される、調査・照会の回答、集計及び分析結果等のデータは、原則として、すべての国の行政機関及び地方公共団体が共通的に利用できるものとする。

(1) 蓄積されたデータの利活用を図るため、調査・照会業務システムにおいて各調査・照会の業務内容、回答、集計結果、分析結果等を参照できる調査・照会結果参照機能を提供する。また同機能により、調査実施機関や経由機関の担当者が、他の調査・照会業務のデータを活用して集計・分析を行う仕組みを提供する。

(2) 調査・照会項目の重複を防ぐため、他調査との重複の有無を確認できる仕組みを提供する。

### 4 業務手順(ワークフロー)等の見直しによる業務処理の合理化・迅速化、システムの安全性・信頼性の向上等

ア 国による調査・照会の依頼から調査結果の確定までのワークフロー

について、個々の調査・照会業務に依存しないパターン化したワークフローを調査・照会業務システムに実装する。

- ( 1 ) 調査・照会業務システムでパターン化する調査・照会の依頼及び回答調査票の回収のルートは次のとおりとし、業務依頼の自動化、進捗管理のモニタリング等を可能とする。

Ⅰ 依頼ルート

本府省 都道府県

本府省 都道府県 市区町村等

本府省 地方支分部局 都道府県

本府省 地方支分部局 都道府県 市区町村等

本府省 市区町村等

本府省 地方支分部局 市区町村等

回答ルート

都道府県 本府省

市区町村等 都道府県 本府省

都道府県 地方支分部局 本府省

市区町村等 都道府県 地方支分部局 本府省

市区町村等 本府省

市区町村等 地方支分部局 本府省

なお、上記以外のルートについても調査・照会業務システムで設定できるようにする。

- ( 2 ) 法令等に基づく報告など、依頼を行わない業務のワークフローについても調査・照会業務システムで実装するものとする。

イ 国の行政機関及び地方公共団体の職員が調査・照会業務システムを利用するにあたって、企画、準備、調査、審査、集計・分析の各業務で、各職員の端末で Web ブラウザ等により容易な操作ができるインターフェイスを提供する。

- ( 1 ) 調査・照会業務システムで調査票、集計表、分析図表等の様式を容易に作成できる機能( 調査票様式作成機能、集計表様式作成機能、分析図表様式作成機能 ) を提供する。

- ( 2 ) 各職員の端末に必要なソフトウェアについては、表計算ソフト、ビューア、ブラウザ等とし、調査・照会業務システムを利用する職

員が容易に利用できるものとする。

ウ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(情報セキュリティ政策会議決定)及び霞が関 WAN 並びに総合行政ネットワーク(LGWAN)等のセキュリティポリシーを踏まえ、「調査・照会業務システムセキュリティ運用規則(仮称)」(以下、セキュリティ運用規則という)を策定する。

(1) システムの設計・開発及び運用においては、セキュリティ運用規則に基づき、認証機能とアクセス制御機能の実装、調査・照会データの暗号化、利用者のアクセスログ管理等の適切な情報セキュリティ対策を実施する。

国の職員の認証方式については、2006年度(平成18年度)末までのできる限り早期に策定することとしている職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画を踏まえ、政府の職員等利用者認証基盤(仮称)の利用を図る。また、地方公共団体に係る認証については、ユーザID・パスワード方式を実装するとともに、より厳格な職員認証方式への拡張を可能にする。

アクセス制御機能については、調査実施機関(本府省)や経由機関(地方支分部局・都道府県)調査対象機関という種別や、担当者と管理者という種別によって、利用できる機能や参照できる情報を制御するものとする。

(2) 定期的にセキュリティ監査を行うことでセキュリティの運用・管理を厳格に行う。また、必要に応じてセキュリティ運用規則の評価・見直しを行い、適切なセキュリティマネジメントを確立させる。

エ 調査・照会業務システムにおいて版数管理機能を提供し、調査・照会データの適切な版数管理を行うものとする。

オ 調査・照会業務システムの開発においては、冗長化構成を採用し、システム運用の完全性及び可用性を向上させるものとする。

カ 調査・照会業務システムのサービス提供時間は24時間とする(ただし、計画停止の場合を除く)。

## 5 統括的なシステム企画・管理体制の整備と外部委託の推進

ア システム運用・保守業務の効率化及び国の行政機関の職員の企画や管理など中心業務への特化のため、調査・照会業務システムの運用・保守業務を外部委託する。

運用管理者が、一元的に利用者情報、アクセス権限情報、調査実施機関・経由機関・調査対象機関の情報等の管理をできる運用管理機能を調査・照会業務システムで提供するものとする。

イ 技術的な知見や、最新の IT 動向、他組織の動向等を踏まえた高度かつ適切なシステム企画を実現するため、事業の企画支援、調達支援、進捗管理等を行うプロジェクト・マネジメント・オフィスを設置する。

ウ システム運用においては SLA(サービスレベル保証)を明確にした契約をすることにより、サービスレベルの確保、安定したシステム保守・運用を行う。

## 6 調査・照会項目の重複排除等の推進

ア 国の行政機関における調査・照会業務の企画にあたっては、調査・照会業務システムの調査・照会結果参照機能を利用して、必要とするデータが存在するか確認した上で、不足しているデータに関してのみ調査・照会業務を実施するものとする。

イ 調査・照会業務のうち、緊急性や必要性に乏しいもの、他の調査・照会案件と重複項目が多いもの、目的、趣旨、項目等に共通性・類似性が高いもの等については、廃止・統合を含めた必要な見直しを行うものとする。

## 7 各府省と地方公共団体の連絡調整

6 を効果的に実施するため、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」及びその検討・作業部会である「霞が関 WAN・LGWAN 連携部会」において、調査・照会業務についての定期的な評価を行うとともに、各府省と地方公共団体との間の意見交換や調整等を推進するものとする。

## 8 調査・照会業務システムに係る重要事項の協議

ア 調査・照会業務システムの運営等に係る重要事項については、地方公共団体に対する調査・照会業務の関係府省等により構成する協議会等を設け、協議するものとする。

また、同協議会等における協議において、地方公共団体の意見・要望等が適切に反映できるようにするものとする。

イ 調査・照会業務システムの運営に係る費用については、当該費用の低減を図りつつ、その在り方については、地方公共団体に対する調査・照会業務の特性を踏まえ、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、2006年(平成18年)中に定めるものとする。また、これに基づく各年度の具体的な措置について、アの協議会等において定めるものとする。

注1．経費削減効果(試算値)は、調査・照会業務システムの運用経費が平準化した時点での削減効果の試算値である。具体的には、本計画策定の担当府省である総務省において、調査・照会業務システムの運用経費を推計し、当該経費と、各府省が現在運用している調査・照会業務に係るシステムの運用経費との差額を推計し、これに現行の郵送代、紙代等の低減効果の推計額を合算したものである。そのため、各府省の情報システム関係経費その他の経費の実際の削減可能額を意味するものではない。

注2．各府省が独自に調査・照会業務に係るシステムを整備する場合と比較した場合の節減効果とは、各府省の調査・照会業務のうち、調査票の枚数が多い調査(システム化されているものを除く)についてはシステム化することで最適化が図られるものと想定し、各府省が独自で最適化を図り、調査・照会業務システムと同等の要件を満たすシステムを開発した場合のシステムの経常経費を推計したものである。

注3．業務処理の効率化効果(試算値)は、府省を対象に調査した調査・照会業務の現行処理時間を元に推計を行っている。具体的には、調査・照会業務システムを構築し、本システムの導入に伴うデータ整備等の一時的な事務負担増が解消されるとともに、本最適化計画に記述された業務の効率化が図られた場合に、どの程度の短縮が見込まれるかを大まかに試算したものであり、各府省におけるシステム化を含む現在の業務処理の実情により、実際の効果は変動しうる。

### 第3 最適化工程表

2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
調達	調査・照会業務システム設計・開発	運用試験	調査・照会業務システム運用	
		調査・照会業務の電子化、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用		
		調査・照会業務におけるデータ交換の円滑化・共有化		
調査・照会項目等の重複排除等				
調査・照会業務システムの安全性・信頼性の向上				

### 第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり

### 第5 最適化計画の見直し

本最適化計画は、調査実施機関、経由機関及び調査対象機関の職員からの要望のほか、調査・照会業務システムの設計・開発・運用の状況、他の最適化計画の進捗状況その他政府内における各種の取組状況や情報通信技術の進展状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

